一　保安林の所在場所　山梨県山梨市山根字勘七一九六三、正徳寺字ヘボ二八三〇の一、二八三〇の二、二八三二、二八三二、字大泥二八一六、二八二八、二八二九、矢坪字大沢参一六六九の一、一六六九の二七から一六六九の三〇まで、落合字勝負沢一四二九、字大清水一四二八の二、字平保一四二七
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年九月二十八日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。
平成二十一年九月二十八日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
東京都青ヶ島村（国有林）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。
四　指定の有効期間　七年
（「次の図」は、省略し、その図面を東京都庁及び青ヶ島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百九十六号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十条第一項の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百十七号により公表した中小企業再生支援指針の一部を次のように改正したので、同項第五項の規定に基づき、公表する。
平成二十一年九月二十八日
経済産業大臣　直嶋　正行

第二1、(2)中「及び株式会社整理回収機構」を「、株式会社整理回収機構及び株式会社企業再生支援機構」に改める。

○経済産業省告示第二百九十七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十一年九月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十一年九月二十八日
経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	氏名
406965	田ノ岡靖示
406967	望月　弘之
406969	大槻　頼克
406971	野村　幸司
406973	大瀧　壮一

○経済産業省告示第二百九十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十一年九月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十一年九月二十八日
経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	（変更前）氏名	（変更後）氏名
21393	渡邉　文惠	渡辺　文惠
401640	石垣　雅裕	今田　雅裕
401764	高瀬　圭代	松田　圭代
402442	高橋　克聡	高橋　克聡

○経済産業省告示第二百九十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十一年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十一年九月二十八日
経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	氏名
203702	川島　直行
301237	津田　博司
402267	佐藤憲一郎

○国土交通省告示第千二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十一年九月二十八日
国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成六年一月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで
三　施行地区　福岡県福岡市東区千早四丁目の全部並びに名島二丁目、名島三丁目、名島四丁目、名島五丁目、松崎四丁目、水谷二丁目、千早五丁目、香椎駅前一丁目の各一部
四　土地区画整理事業の名称　福岡都市計画事業香椎副都心土地区画整理事業
五　事務所の所在地　福岡県福岡市東区千早六丁目二番二号　独立行政法人都市再生機構福岡都市整備事務所
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成六年一月十二日
七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日　平成二十一年九月二十八日

○国土交通省告示第千二百二号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第一項及び第二項並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第一項及び第二項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針及び貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十一年九月二十八日
国土交通大臣　前原　誠司

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針及び貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示

（旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正）

第一条　旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）の一部を次のように改正する。
第1章柱書き中「するものとする。」を「し、指導及び監督を実施した日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において保存するものとする。」に改める。
第1章3(1)中「このため、運転者の指導及び監督を継続的、計画的に実施するための基本的な計画を作成するよう努めることが必要である。」を削り、(2)を次のように改める。
(2)　計画的な指導及び監督の実施
旅客自動車運送事業者は、運転者の指導及び監督を継続的、計画的に実施するための基本的な計画を作成し、計画的かつ体系的に指導及び監督を実施することが必要である。
第1章柱書き中「同令」を「運輸規則」に改め、後段として次のように加える。
さらに、5に掲げる事項により、運転者として新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。